

地域密着型通所介護事業所
 デイサービスセンター女の都 重要事項説明書

1. 当事業所の内容

1) 事業主体の概要

事業者の名称：社会福祉法人楽老会 主たる事業者の所在地：長崎市女の都1丁目1592番地

法人種別：社会福祉法人 代表者氏名：理事長 出口 剛

連絡先：電話 095-845-6888 ・ ファックス 095-845-6899

2) ご利用事業所の概要

事業所名称：指定通所介護事業所女の都（デイサービスセンター女の都）

所在地：長崎市女の都1丁目1592番地7

連絡先：電話 095-848-8890 ・ ファックス 095-848-8899

管理者名：瀬戸口 正武 事業内容：地域密着型通所介護事業所

一日利用定員：15名 食堂兼機能訓練室：1室 相談室：1室

静養室：1室 浴室：普通浴槽 送迎車：リフト付き車両含み3台

3) サービスを提供する対象地域：通常の事業の実施地域は、女の都・三川町・川平町とするが、左記以外の方でも状況によっては送迎対応する場合がございます。

2. 当事業所職員体制

	常勤	非常勤	
管理者兼生活相談員：	1		※1名は、管理者、生活相談員兼任
生活相談員：	2		※1名は、介護職員、生活相談員兼任
介護職員：	1	2	※介護職員1名は、看護職員兼任
看護職員兼機能訓練指導員：		3	※1名は、介護職員兼任

3. 営業時間

営業日：月曜日～金曜日

営業時間：午前8時00分～午後5時00分まで

ご利用時間：午前8時30分～午後3時30分まで

年末年始：1月1日～1月3日は休業。

4. サービス利用料金

【要介護者料金表】 ※下表は1割負担者の料金表です。2割、3割負担の方は徴収料金が変わりますのでご注意ください。

※基本利用料（個別機能・サービス提供・介護職処遇・介護職等特処加算 含む）

介護度	基本利用料/1回	食事/1食	入浴/1回	合計
要介護1	790円	500円	400円	1,690円
要介護2	920円			1,820円
要介護3	1,045円			1,945円
要介護4	1,175円			2,075円
要介護5	1,305円			2,205円
公費対象者	利用区分に関わらず1割負担金免除			500円

【要支援者料金表】

介護度	(入浴、送迎含む) /1月	食事/1食
要支援1	1,920円	500円
要支援2	3,700円	

【個別機能訓練加算Ⅰの内容と料金】

- イ) 個別機能訓練加算Ⅰは、利用者が望む豊かな生活を送ることができるように、日常生活動作（ADL）や家事動作（IADL）、趣味・余暇活動、社会参加といった目標を立案し、その目標達成に必要な機能訓練を提供する「高齢者自立支援」の為の加算です。
- ロ) 個別機能訓練加算Ⅰでは、基準に従い、1日につき「56単位」を所定単位数として算定いたします。

【サービス提供体制強化加算Ⅱの内容と料金】

- イ) 有資格者を一定基準雇用しサービス提供体制が高い基準を満たしている事業所に対して算定される加算です。サービス提供体制強化加算により介護人材離職を防ぎ、キャリアアップ促進をはかる事を目的としています。
- ロ) サービス提供体制強化加算Ⅱでは、基準に従い、1日につき「18単位」を所定単位数として算定いたします。
※介護福祉士有資格者が50%以上勤務していることが条件となります。

【介護職員等処遇改善加算Ⅰの内容と料金】

- イ) 介護職員等処遇改善加Ⅰとは、厚生労働省が定める基準に適合している介護職員に対し、深刻な介護人材不足を打開するために、介護職を目指す人を増やすだけでなく今働いている人の定着率をあげ人材を確保して、適切なサービスの質を保つためにも必要な加算となります。
- ロ) 今年度の介護保険改正でこれまでの介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化に伴い、基準に従い1月に「介護報酬合計分の9.2%」を算定いたします。

【科学的介護推進体制加算の内容と料金】

- イ) 科学的介護推進体制加算とは、科学的介護システム（LIFE・ライフ）へのデータ提出とフィードバックの活用によりPDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを評価する加算です。
- ロ) 科学的介護推進体制加算では、基準に従い1月につき40単位を算定いたします。

2.その他

- イ) 上記加算料金支払い義務については本契約書の第6条と同じことと致します。

その他に係る費用：リハビリパンツ、尿取りパットについては実費にて提供させていただきます。

リハビリパンツLサイズ		リハビリパンツMサイズ		尿取りパット	
20枚セット	2,000円	20枚セット	1,500円	20枚セット	500円
1枚	100円	1枚	100円	1枚	20円

※その他、通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要になるものに係る費用であって利用者に負担していただく事が適当と認められる費用については実費負担をして頂きます。

サービス内容に関する苦情処理の概要

1.申立先：デイサービスセンター女の都

連絡先：095-848-8890

担当者：苦情解決責任者 管理者 瀬戸口 正武 ・ 苦情受付担当者：相談員 橋田 理恵

2.苦情受付担当者が苦情申出の窓口として対応する。なお、相談に訪問した利用者及び、その家族のプライバシーと秘密の保持に十分配慮する。

3.苦情受付担当者は苦情内容、苦情申立者の意向を確認、記録しその内容を苦情解決責任者へ報告する。

4.苦情解決責任者は苦情内容の報告を受け、その場で解決できると判断される事項については、苦情申立者と協議し解決を図る。

5.上記4での解決が困難な場合は法人本部の受付対応、もしくは第三者委員の立会により客観的な解決を図る。

また、公的な苦情相談窓口である国保連合会から指導があった場合も同様とする。

法人本部における苦情等に対する窓口と担当者の設置による解決。

1.法人苦情解決責任者：法人理事長 出口 剛

利用者及び家族は法人本部へ直接苦情を申立てる事ができる。その場合においては法人担当者は現場担当者との連携のうちに、苦情申立者と協議し解決を図ります。

第三者委員会による苦情解決

1.社会福祉法人楽老会は以下の二名を第三者委員に選任します。

楽老会監事：野田 昌輔 電話：095-847-3168 ・ 民生委員：古賀 久美子 電話：095-846-1457

2.第三者委員は苦情受付担当者から苦情内容の報告を受けた場合は、内容を確認すると共に、苦情申立者に対して報告を受けた旨を通知します。

3.第三者委員の立会による苦情申立者と苦情解決責任者の協議は次により行い、苦情解決を図ります。

ア.第三者委員による苦情内容の確認。

イ.第三者委員による解決案の調整、助言。

ウ.協議内容の結果や改善事項等の書面での記録と確認。

4.第三者委員は一定期間毎に苦情解決結果について、苦情解決責任者から報告を受け、必要な助言をします。

5.第三者委員は、苦情解決責任者に苦情申立人に対し改善を約束した事項について一定期間経過後、報告させ、施設サービスの質の維持、向上に努めます。

当事業所以外にも下記の窓口での苦情・相談を受付けております。

長崎市 介護保険課：095-829-1163 ・ 長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情処理係：095-826-1599

個人情報使用に係る承諾について

1.守秘義務に則り利用者・家族、それら以外で知り得た情報は第三者へ漏洩する事はありません。ただし、医療的な措置やその他緊急性がある事柄に対しては、スムーズな医療、介護の連携の為に主治医やケアマネージャー等、利用者に関係する機関への情報伝達をさせていただきます。

2.事業所では広報活動を実施しており、パンフレットや施設ホームページに事業所の様子や外出やその他イベントの様子を写真及び動画にて掲載させていただきたいと希望します。下記の内容を確認のうえ、ご承諾いただきますようお願いいたします。

(1) 個人情報については「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律」に基づき適正に管理します。


(2) 肖像並びに個人情報の使用に関しては事業所の広報に関する事のみを使用します。

(3) 施設ホームページについては、利用者・家族からの削除依頼があった場合は速やかに削除します。

前2項の広報活動への協力について： 許可 ・ 不許可

3.事業所の利用にあたり、書面に基づいて重要事項説明を受けその内容に同意します。

令和 年 月 日

事業所：社会福祉法人楽老会 通所介護事業所女の都 

通所介護事業所女の都 説明者：

利用者
住所：

氏名：

代理人
住所：

氏名：